

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

税理士・弁護士・司法書士業を巡る専門家責任



朝倉 洋子〔目黒〕

はじめに

税理士を巡る損害賠償請求事件は、昭和61年9月11日の仙台地裁判決を始めとして、平成27年5月28日東京地裁判決に至るまで、数多くの判決が言い渡され、その専門家責任が問われています。また、司法書士・弁護士・監査法人・公認会計士・行政書士・土地家屋調査士等についても、その専門家責任に関して、各地で紛争が起きています。

I 専門家責任に係る判決の探し方

専門家責任に関する紛争は、行政事件ではなく、民事事件ですから、税務訴訟資料のように、税務大学のホームページに網羅して公表されることはありません。裁判所のホームページや判例時報、判例タイムズ、金融・商事判例のような専門雑誌に掲載されない限り、判決書を手に入れることは難しく、情報公開法の対象となる行政文書にも該当しないため、判決の収集については、必ずしも網羅して収集できているとは言えず、難しい問題があります。

では、専門家責任請求訴訟に関する判決の検索に挑戦です。

- ① TAINSにログインします。
- ② TAINSキーワード詳細検索を選び、
- ③ 日付が分かっている判決・裁決の検索は、上部の入力窓に下記のように入力します (必ず9桁)。

【例】 H27-05-28

- ④ 日付が分からない場合には、キーワードで検索します。

【税区分】 その他 【情報区分】 判決

【キーワード】

税理士損害賠償	133件
司法書士損害賠償	14件
監査法人損害賠償	9件
弁護士損害賠償	7件
公認会計士損害賠償	7件
行政書士損害賠償	2件

では、専門家責任に係る判決の紹介です。

Ⅱ H27-05-28東京地裁 (一部認容・一部棄却) Z999-0157
 裁判所認定損害額 1257万2890円
 医療法人設立時に税務上有利となる資本金額に設定すべき義務

この事件は、医療法人である原告設立の際、原告代表者であるAが、当時自身の顧問税理士であった被告との間で、その設立手続の一部を被告が行う旨の契約を締結したことに端を発する事案です。原告は、被告が、上記契約上、原告設立時に原告の資本金を設立後2期分の消費税の免除を受けられるなど税務上有利とするために、1000万円未満とするよう、Aに指導すべき義務があったにもかかわらず、これを怠り、原告に設立後2期分の消費税を支払わせるなどの税務上の損害を与え、また、原告設立後、原告と被告との税務申告に関する契約上、被告が事務用品購入費について経費算入を怠ったとして、債務不履行又は不法行為に基づき、その賠償を求めたという事案です。

東京地裁の判断

被告は、資産総額を1000万円未満とした場合には設立後2期分の消費税が課税されない旨を原告に説明したが、原告代表者が「資産総額だけでも他のクリニックに勝ってブランド化したい」などと述べて、資産総額を1億円超とした旨主張し、これに沿う証拠があるが、そのような事実があったのであれば、その旨を多少なりとも述べるのが自然と考えられるが、それをまったくしていないこと、そもそも原告設立の目的は節税であり、Aがそれに反する行動をとることは考えにくいことにかんがみれば同証拠は不自然で信用できず、前記主張は採用できない。

したがって、被告には、節税の目的に沿うよう、資産総額について正しく

説明・指導する義務に違反した債務不履行があったことが認められる。

Ⅲ H25-03-13東京高裁 (原判決変更・一審原告の請求認容) (確定) Z999-2115
 裁判所認定損害額 182万1579円
 弁護士報酬返還請求事件/委任契約時における報酬額の合意

この事件は、弁護士である一審被告に事件処理を委任した一審原告が、委任契約に基づく報酬額を超える金額を一審被告が報酬として受領したと主張して、不当利得返還請求権に基づき、一審被告に対し、182万1579円の返還を求めたという事案で、原審は、一審原告の請求のうち75万1615円を認容し、その余の請求を棄却したため、一審原告及び一審被告は、双方とも控訴したという事件です。

東京高裁の判断

弁護士である一審被告は、一審原告から弁護士会での法律相談を受けて事件を受任することとしたこと、一審原告が着手金を支払うことができないと述べたため、完全成功報酬制で受任することにしたこと、弁護士は、遺産の額が約4000万円であるとの一審原告の申告に基づいて、本件報酬を一審原告が得た金額の20%とすることを提示し、法律相談をしたその当日に委任契約が締結されたこと、契約締結当時、一審原告も遺産の額が約4000万円であると認識しており、定期預金が3000万円であるとして申告したこと、実際には同定期預金の額は2000万円であったが、一審原告がその通帳の記載を読み誤ったものであって、故意に過大に本件遺産の額を申告したのではないこと等の各事実が認められる。

法律専門家である弁護士が、委任契約において報酬金につき「得た金員の20%」との明示の合意をしている以上、弁護士の主張する期待を法的に保護する余地はない。

Ⅳ H26-11-17東京地裁 (一部認容、一部棄却) Z999-2137 (確定)
 裁判所認定損害額 1052万3400円
 司法書士損害賠償/登記義務者の成りすましを看過 (過失相殺7割)

この事件は、原告が土地建物の買受けに当たり、登記申請を司法書士である被告に委任し、売主が真正な所有者であるとして売買代金等を支払ったが、実際には無権利者であった売主が提出した印鑑登録証明書が偽造されたものであることを見過したために損害を被ったと主張して、4307万8000円の支払いを求めたという事案です。

東京地裁の判断

被告は、本件印鑑登録証等に、現れた不審な痕跡を看過し、運転免許証の顔写真との風貌の一致や生年月日等を確認したのみで本人性の確認を終えたというのであるから、被告には、運転免許証や、印鑑登録証明書等の登記申請書類の真否の確認を含む本人の確認を怠った過失があると認められる。

原告は被告に対して売主の本人性の確認も委任しているものの、売主が誰であり、売主とされる者が真に権利を有する者であるかの確認は、本来的には売主によって権利を取得することとなる買主の責任において事前に十分な調査を尽くした上で行うべきものであるというべきである。

しかるところ、原告は乙から本件不動産を紹介されてから登記申請の前日に至るまで、売主とされた者と面会したことはなく、自ら又は乙らに依頼して本件不動産の権利性を裏付ける資料を事前に請求するという事案もなかったというのであり、原告が十分な調査を尽くしていたとは認め難い。

収録内容に関するお問い合わせは
 データベース編集室へ
 TEL 03(5496)1416

25	129022	木村 敏之	麻 布	関東信越会へ
27	130305	川村 真吾	玉 川	名古屋会へ
29	89892	正田 幸治	日本 橋	東京地方会へ
29	102732	寺町 努	麻 布	名古屋会へ
30	61584	田中 清隆	麹 町	東京地方会へ
30	92919	那須井勝久	麹 町	千葉県会へ
30	72922	木村 一夫	神 田	関東信越会へ
30	106810	佐々木泰輔	芝	東京地方会へ
30	37939	高橋善三郎	芝	東京地方会へ
30	128737	永瀧ゆかり	麻 布	関東信越会へ
30	11838	塩崎 省三	江 東 東	千葉県会へ

【死去】

登録番号	氏 名	支 部	月 日
50453	厚地 訓	北 沢	27年12月6日
102080	高田 正昭	麹 町	28年2月3日
59102	小田辺忠雄	北 沢	5月26日
75077	盛田 昭二	豊 島	6月3日
72830	堀越ふじ子	芝	6月8日
51303	西出 孝二	渋 谷	6月9日
103425	須藤 賢一	上 野	6月11日
20740	大坪春之助	雪 谷	6月12日
1499	佐藤 康平	板 橋	6月15日
64356	宮本 佐	神 田	6月16日
21588	戸村 義雄	浅 草	6月29日

入 会 法 人 (6月届出分)

法人番号	法人の名称
2005	税理士法人まもる 港区芝5丁目17番2号

3732	エステート芝5F 税理士法人I&I 大田区北馬込1丁目23番11-101号
3729	税理士法人桜会計事務所 立川市高松町2丁目8番24号 メゾン花月1階
1530-2	畠&スターシップ税理士法人 丸の内オフィス 千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビルディング1F
3740	税理士法人青山会計社 港区南青山1丁目1番1号 新青山ビル西館8階
3733	税理士法人高畑会計事務所 台東区東上野3丁目2番6号 石田ビル5階
3734	クライサー税理士法人 江東区亀戸6丁目58番11号 亀戸ESビル5F
3736	サン共同税理士法人 港区南青山1丁目1番1号 新青山ビル東館15階
3733-1	税理士法人高畑会計事務所 葛飾事務所 葛飾区お花茶屋3丁目1番17号
14-56	辻・本郷税理士法人 新宿本部 新宿区新宿4丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー28階
3743	星の森税理士法人 渋谷区幡ヶ谷1丁目7番4号 深津ビル501
3742	いっしょに税理士法人 渋谷区恵比寿1丁目8番6号

3744	OC&Associates税理士法人 千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル
282-2	税理士法人報徳事務所 東京本部 新宿区高田馬場2丁目14番5号 キクチビル2階

退 会 法 人 (6月届出分)

法人番号	法人の名称	支 部	月 日
2005-1	税理士法人まもる 東京オフィス	芝	1月4日
3023	税理士法人佐藤宗像合同事務所	板 橋	5月31日
2177-1	田中・中村税理士法人 田中事務所	神 田	6月7日
3284	タックスジャパン税理士法人	芝	6月13日
1126	税理士法人アンビジャス	新 宿	6月16日

東京税理士会会員状況

・税理士会員		・法人会員	
5月末会員数	21,919名	1,346事務所	
入会数	88名	14事務所	
退会数	67名	5事務所	
6月末会員数	21,940名	1,355事務所	

入会・退会情報については、会員等に周知することにより、にせ税理士・にせ税理士法人を排除する目的で会報に掲載しています。